

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人京都薬科大学
② 設置大学名称	京都薬科大学
③ 担当部署	企画・広報課
④ 問合せ先	075-595-4691
⑤ 点検結果の確定日	2025 年 9 月 19 日
⑥ 点検結果の公表日	2025 年 9 月 25 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.kyoto-phu.ac.jp/information_discovery/governance_code/
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育理念、教育目的について、大学Webサイト、シラバス等を通じ、広く社会に明示している。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを明確に示している。また、自己点検・評価結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めている。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	京都薬科大学学則、教授会規程、教員組織規程、京都薬科大学副学長に関する規程等により、教学組織の権限と役割を明確にしている。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	事務職員が各種委員会等に委員、オブザーバーとして参画し、教職協働による大学運営体制を確保している。また、教職協働で第4期中期計画を推進している。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組の基本方針・年次計画の策定及び推進	FD委員会・SD推進委員会を設置し、毎年度、全学的な集合研修の実施や、学外研修へ参加するなど、教職員の資質向上に向けた研修を実施している。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	2007年度から5カ年ごとに中期計画を策定し推進している。2034年の創立150周年に向けた京都薬科大学マスタープランを策定し、現在、本プランを踏まえ、第4期中期計画（2022年度～2026年度）を策定し推進している。
実施項目１－２②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画は、半期（前期・後期）ごとに点検・評価を実施し、必要に応じて見直しを行うとともに、自己点検・評価運営委員会においても確認を行うなど、進捗管理体制を構築している。また、事業報告書を通じて学内外に公表している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成とともに、専門・認定薬剤師資格取得支援のための「Lehmann プログラム」や「生涯研修プログラム」を開講し、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や地域課題の解決に向けた取り組みを行うなど、「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努めている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事 3 名（総数 10 名）、評議員 4 名（総数 24 名）の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人京都薬科大学寄附行為に基づき、理事の責務を踏まえた人材を確保するとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	学校法人京都薬科大学寄附行為に基づき、理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む理事に対する情報提供や研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人京都薬科大学寄附行為および学校法人京都薬科大学監事監査規程に基づき、監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、選任基準を明確にす

保	るとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	学校法人京都薬科大学監事監査規程及び監事監査計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び内部監査の連携体制を確立し、監査計画や結果等について、毎年情報共有・意見交換を行っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるよう、監事業務を支援するための情報提供や研修機会の確保及び充実に努めている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人京都薬科大学寄附行為に基づき、評議員の選任方法、属性、構成割合を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	学校法人京都薬科大学寄附行為に基づき、評議員会の役割及び評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるよう、新任・外部を含む評議員に対する情報提供や研修機会の確保及び充実に努めている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	学校法人京都薬科大学危機管理基本方針、危機管理規則および危機管理基本マニュアルを整備するとともに、防災カードを作成し、配付している。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	学校法人京都薬科大学コンプライアンス推進規則を定め、法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備している。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学校法人京都薬科大学情報公開規程を整備するなど、学内外に向けた情報公開を推進している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	Web サイトでステークホルダー別に情報発信を行うとともに、分かりやすい用語を使用するなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明